ソーシャルワーク実習指導ソーシャルワーク実習	二四三	二七	二四〇	二四三	二七	二四〇
合　計	一、二八七	六三	二四〇	二、八〇八	七二	二四〇

備考　指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入所する者については、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習の履修を免除することができる。

相談援助実習	一八〇					一八〇
（新設）						
合　計	一、三六八	七二	一八〇	二、九八八	七二	一八〇

備考　指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入所する者については、相談援助実習及び相談援助実習指導の履修を免除することができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第五条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

２　この省令による改正後の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（以下「新養成施設規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日の前日において現に社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号又は第三号の規定による指定を受けている養成施設（以下「社会福祉士養成施設」という。）において社会福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る養成課程については、なお従前の例によることができる。

一　社会福祉士養成施設のうち修業年限が三年を超えるもの　令和三年四月一日

二　社会福祉士養成施設のうち修業年限が二年を超え三年以下のもの　令和四年四月一日

三　社会福祉士養成施設のうち修業年限が一年を超え二年以下のもの　令和五年四月一日

四　社会福祉士養成施設のうち修業年限が一年以下のもの　令和六年四月一日

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（準備行為）

第三条　この省令の施行の日以後に社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号又は第三号の規定による指定を受けようとする者に係る当該指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、附則第一条第二項各号に規定する新養成施設規則の規定の適用前においても、新養成施設規則の規定の例により行うことができる。

○厚生労働省令第二十七号

精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第七条第二号から第四号まで、第二十七条及び第三十八条の規定に基づき、精神保健福祉士法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月六日　厚生労働大臣　加藤　勝信

精神保健福祉士法施行規則等の一部を改正する省令

第一条　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定施設の範囲） **第二条**　法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一　（略） 二　市役所、区役所又は町村役場（精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者を除く。）をいう。以下同じ。）に対してサービスを提供する部署に限る。） 三　（略） 四　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児通所支援事業（医療型児童発達支援を除く。）若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童自立生活援助事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）	（指定施設の範囲） **第二条**　法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一　（略） 二　市役所、区役所又は町村役場（精神障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）に対してサービスを提供する部署に限る。） 三　（略） 四　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児通所支援事業（医療型児童発達支援を除く。）又は障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）